

千葉県読書バリアフリー推進計画（原案）に関する意見と県の考え方

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

※御意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただいております。

番号	ページ	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	p3	「計画を策定する、という努力義務」を「計画を策定する努力義務」へ修正を希望する。	御意見を踏まえ修正いたします。
2	p6	「構築されてきています」を「構築されつつあります」へ修正を希望する。	御意見を踏まえ修正いたします。
3	p11	「視覚障害者、発達障害、肢体不自由その他の障害により」の部分において、障害によりとしていることから、「視覚障害者」を「視覚障害」へ修正を希望する。	御意見を踏まえ修正いたします。
4	p11	特別支援教育における取組の項目において、「また、県では、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、「通級による指導」の展開や、児童生徒、保護者、関係教職員等への教育相談を行っています。」と記載されているが、この文の意図が分かるよう修正を希望する。	御意見を踏まえ、「また、県では、」の後に「障害のある児童生徒が在籍する小中学校等における支援について、」を追記します。
5	p12	視覚障害者等の読書環境の課題において、情報提供の不足については、HPなどで『必要としている方のニーズにあった読書の手段は何か』をマッチングできるとよいと考える。	p19「第4章1（1）円滑な利用のための支援の充実」では、県立図書館に相談窓口を設置をすることとし、p25「第4章2インターネットを利用したサービスの提供体制の強化」において、県で、ホームページ内に情報源を整理したページを作成することとしています。
6	p12	次世代の担い手の不足については、小学校・中学校・高校などで「さまざまな読書の手段」を体験できる授業があると良いと考える。	御意見を踏まえ、読書バリアフリーの周知の底上げのため、総合的な学習の時間等における福祉体験の例などを参考に、「さまざまな読書の手段」の体験の授業事例の提供について研究してまいります。
7	p12	書籍等の不足については、大学や企業などとタイアップをすることで、様々な手段が生まれると考える。例えば、展示会・見本市などを開催してバリアフリー読書の情報交換や周知、連携の模索を図ったり、アイデアのコンペティションの開催により、周知と発展につながるのではないかと考える。	御意見を踏まえ、情報交換や周知方法等を研究してまいります。
8	p12	障害の種類・程度に応じたサービスの多様化について、他の課題を解決していくことで、様々なニーズの把握ができ、多様化につながっていくと考える。原案では、課題がまだ具体的になっていないと思う。	計画に基づく施策の実施の中で、課題の把握に努めてまいります。
9	p14	特別支援教育の項目の内容として、特別支援学校のこののみが記載されているが、特別支援教育は、知的遅れのない発達障害も含めた障害の児童生徒等を対象に、特別支援学校のみならず小中高等学校においても行われるものであることから記載文の修正を希望する。	御意見を踏まえ、「特別支援学校」の記載を「障害のある児童生徒の在籍する学校」に修正いたします。
	p20 (再掲)	特別支援教育の項目の内容として、特別支援学校のこののみが記載されているが、特別支援教育は、知的遅れのない発達障害も含めた障害の児童生徒等を対象に、特別支援学校のみならず小中高等学校においても行われるものであることから記載文の修正を希望する。	「特別支援学校」を「県立特別支援学校」に修正し、現在記載されている文章の後に、「障害のある児童生徒の在籍するその他の学校においても、図書館を積極的に利用するなど、読書活動を系統的に行うことが望まれます。」を追記しました。

番号	ページ	意見の概要	意見に対する県の考え方
10	p24	インターネットを利用したサービスの提供体制強化の推進について、オンライン対面朗読等のネットサービスの充実や一般電子書籍やオーディオブックの配信サービスの早期導入を希望する。	第4章2「インターネットを利用したサービスの提供体制強化」において、電子書籍やオーディオブックの配信サービスの導入検討、オンラインによる対面朗読サービスを実施することを記載しており、インターネットを利用したサービスの充実に努めてまいります。
	p27 (再掲)	特別支援教育の項目の内容として、特別支援学校のこのみが記載されているが、特別支援教育は、知的遅れのない発達障害も含めた障害の児童生徒等を対象に、特別支援学校のみならず小中高等学校においても行われるものであることから記載文の修正を希望する。	「特別支援学校」を「障害のある児童生徒の在籍する学校」に修正します。
11	p28	端末機器等及びこれに関する情報入手支援、情報通信技術の習得支援の推進では、視覚障害者等の情報機器の購入に関する補助制度等の情報提供の充実や障害の種類・程度に応じたアクセシブルな書籍等の利用に関する案内の充実を希望する。	第4章4「端末機器等及びこれに関する情報入手支援、情報通信技術の習得支援インターネットを利用したサービスの提供体制強化」において、パソコン及び関連ソフトウェアの購入相談、デジタイゼーション機器等の操作方法の習得を支援することを記載しており、障害者等のIT利用を総合的に支援してまいります。
12	p29	「特別支援学校では点字や音声・テキストへの翻訳に関する教員のスキルアップに取り組みます」との記載があるが、点字等を使う児童生徒は小中学校にも在籍しているため、小中学校等の教員のスキルアップも必要と考える。	御意見を踏まえ、「特別支援学校」を「県立特別支援学校」に修正し、現在記載されている文章の後に、「障害のある児童生徒の在籍するその他の学校においても、点字や音声・テキストへの翻訳に関する教員のスキルアップに取り組むことが期待されます。」を追記しました。
13	p29	「特別支援教育」の項目に、特別支援学校の学校図書館司書教諭及び学校図書館担当職員の資質を向上し、発達障害、知的障害のある児童生徒の読書環境を整備するという内容の追記を希望する。	御意見を踏まえ「県立特別支援学校では、発達障害、知的障害のある児童生徒の読書環境を整備するため、司書教諭及び学校図書館担当教職員の資質向上に取り組まします。障害のある児童生徒の在籍するその他の学校においても、発達障害、知的障害のある児童生徒の読書環境を整備するため、司書教諭及び学校図書館担当教職員の資質向上に取り組むことが期待されます。」を追記します。
14	p29	特別支援学校の図書館が、一般の小中学校の図書館のように整備され、児童生徒が読みたい本を手にとれる環境を整備できるよう、司書教諭、学校図書館担当職員の研修や情報交換の実施を希望する。	第4章5(1)「司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上」では、特別支援学校教職員や、司書教諭・学校図書館担当教員等の資質向上に取り組むこととしています。情報交換に係る御意見については、参考とさせていただきます。
15	p29	千葉県読書バリアフリー推進計画の中で、特別支援学校以外の学校はそれほど重視されていないのかもしれないが、ディスクリシアが疑われる生徒がいる学校もあり、無関係では無いと考える。学校現場で読書バリアフリーを本気で推進するならば、司書の有資格者を採用して、学校司書の研修をして、常勤で1校に最低1人配置するべきと考える。現在、学校司書として働いている人で、資格を持って居なくても有資格者並みの知識や行動力を持つ人もいる。そういう人には資格取得に対する配慮が必要がある。計画では「研修を行う」とあったが、資格取得こそが最も重要な研修となり得る。 学校図書館の専門家を養成して配置することが必要なのだと考える。	特別支援学校以外の学校については、特別支援学校以外の小中学校・高等学校等にも支援の必要な児童・生徒が在籍していることがわかるように修正しました。 学校現場の読書バリアフリー推進のために、学校図書館担当職員に対する研修の充実を図るとともに、資格取得についても啓発してまいります。

番号	ページ	意見の概要	意見に対する県の考え方
16	p30	人材育成、特にアクセシブルな電子書籍、特定電子書籍の製作に関わる人材の育成についてはボランティアに頼らない方策の検討が必要であると考えことから、予算措置について、引き続き検討願います。	製作人材の確保については、ボランティアのみに頼ることなく、製作者の労働環境の整備と充実に努めるとしており、今後検討してまいります。
17	p31	「毎年、進捗状況を把握し、中間年度及び最終年度に、読書バリアフリーに関する関係者会議で点検・評価を行います。」という記載があり、是非、毎年度実施していただきたい。	関係者会議による点検・評価については中間年度と最終年度を予定していますが、毎年進捗状況を把握し、関係者間での共有を図ってまいります。
18	全体	多岐にわたる計画が推し進められていることをあらためて実感した。 県民が、読書バリアフリーについて情報を得たい場合、どこに何があり、どのようなサービスがあるのか、この推進計画に基づいて各自が調べることができる。	計画に基づき、読書バリアフリーを推進してまいります。
19	全体	本計画の趣旨が広く浸透し取組が進み、視覚障害者等も障害のない人と同様に、自由に読書に親しめる千葉県になることを期待する。	計画に基づき、読書バリアフリーを推進してまいります。
20	全体	このような活動が行われていることを初めて知った。様々な取り組みを行っていることに感動した。初めて知る名称が多く、とても勉強になった。 学校図書館の課題について、児童一人ひとりのニーズに合わせた資料提供、公立図書館との連携等、把握し切れていないところが自分でも再確認できた。 一人でも多くの児童が楽しく読書活動できるよう、学んだことを生かして学校図書館の運営に努めていきたい。	計画に基づき、読書バリアフリーを推進してまいります。
21	全体	本計画が順調に推進されることを期待する。 県立図書館を核として各地域の図書館との連携が重要であり、お互いの強みを生かした運営を希望する。 各機関で取り組むべき内容が記載されており、スケジュール感をもった具体的な取組が必要。 視覚による表現の認識が困難な方を対象としており、いろいろな方にこの計画や取組について周知を希望する。	計画に基づき、読書バリアフリーを推進してまいります。
22	全体	「特別支援教育」と項目の記載があるが、他の表記は場所で項立てをしていることから、項立てを統一する表記を希望する。	「特別支援教育」の項目については、施設などの場所の特定が困難であることから、この表記のままいたします。
23	-	県民が、読書に触れる機会を増やすため、PC・スマホ等の端末機器の活用が欠かせないことから、通信事業者との協力体制を構築など検討願いたい。	御提案については貴重な御意見として、参考とさせていただきます。
24	-	バリアフリーを推進するならば、県立図書館の中央1館集中はあまり良い方法では無いように考える。中央から遠いとサービスの提供に時間がかかると思われる。理想は中央プラス東西南の4館で、各分館にもデジター図書などを置いて、迅速に貸し出しができるようにできないか。	新県立図書館においては、集約化によりワンストップサービスが可能となるほか、身近な市町村立図書館への資料貸出を強化してまいります。また、インターネットを利用した非来館型サービスの充実を図ってまいります。